

秩広管第 488 号  
令和 6 年 1 月 12 日

秩父広域市町村圏組合  
特別職報酬審議会  
会長 若 林 俊 明 様

秩父広域市町村圏組合  
管理者 北 堀 篤

理事の報酬額の改定について（諮問）

秩父広域市町村圏組合特別職報酬審議会条例第 1 条の規定に基づき、下記事  
項について諮問いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

管理者、副管理者及び理事の報酬の額の改定について

2 諮問理由

当組合の理事は、構成自治体の 1 市 4 町の長が就任し、管理者、副管理者  
及び各理事の 5 名で理事会を組織しています。理事会は組合の執行機関として、  
組合事業の運営に係る基本的な事項を協議するほか、予算の調製、組合議会へ  
の提出議案の協議、その他重要な事項の事務を執行します。

管理者など理事の報酬の額につきましては、平成 16 年 8 月に大幅な減額の  
改定が行われ、今日に至るまで一律に年額を 1,000 円としております。

この理事の報酬の額について、貴審議会の意見を伺いたいものです。